

別表

対象となる 時期	補助対象経費		補助額
	区分	費目	
新たに訪問 支援活動を 実施する日 の属する年 度	準備	事業を始めるために必要な需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、工事費その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の実支出額又は50,000円のうち、いずれか低い額
	運営	事業の運営に必要な需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、交通費その他市長が必要と認める経費	1月につき、補助対象経費の実支出額又は10,000円のうち、いずれか低い額
初年度の翌 年度以後の 年度	運営	事業の運営に必要な需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、交通費その他市長が必要と認める経費	1月につき、補助対象経費の実支出額又は10,000円のうち、いずれか低い額

備考

補助対象経費の実支出額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。